平成 23 年度第 1 回金沢市景観審議会

日時　平成 23 年 5 月 24 日（火）午後 4 時～午後 6 時

場所　金沢市職員会館 1 階　第 1 研修室

1.開会

2.局長あいさつ

3.会長あいさつ

4.議事

【審議事項】

(1)卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の指定に伴う斜面緑地保全基準の改正について

（水野会長）それでは会議に入ります。事務局より説明をお願いします。

（事務局）　それでは審議案件の 1 番目としまして、卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の指定に伴う斜面緑地保全基準の改正について、説明をさせていただきます。私は事務局、景観政策課の杉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この案件につきましては、5 月 18 日の計画部会・斜面緑地保全部会の合同部会でご意見をいただいております。お手元の資料は資料番号 1 番です。スライドと併せてご覧ください。

（以下パワーポイント併用）

まず、審議内容です。4 月 1 日に卯辰山麓伝統的建造物群保存地区が指定されております。伝統的なまちなみを保全していくにあたりまして、町家が集積するゾーンにおきましては壁面線をそろえるために建ぺい率や道路後退距離等の現行基準の緩和をする必要があります。それから、歴史的風致を維持するために、伝統的な素材、例えば赤瓦、銅板葺きなどの使用を許可していくということになります。そうしますと、斜面緑地保全条例に基づく斜面緑地保全基準との間に齟齬が生じるということで、緑被率誘導基準、色彩誘導基準の改正について、今回お諮りするものです。

これは区域図です。卯辰山麓伝統的建造物群保存地区ということで、赤い線で囲まれた

区域。こちらに浅野川が流れておりまして、浅野川大橋、国道 359 号があり、こちらに森山町小学校、こちらに東山ひがしの伝建地区があります。非常に大きなエリアで指定がされているということです。緑で着色したところが、斜面緑地保全条例に基づく斜面緑地保全区域で、これは風致地区と重なった形で指定されております。今回、伝統的建造物群保存地区と斜面緑地保全区域の重なる区域において斜面緑地保全基準を改正したいということです。

ここで「伝統的建造物群保存地区（伝建地区）とは」ということで、一つは貴重な歴史的まちなみを保存・整備するためのまちづくり制度で、文化財保護法において定義されている文化財の一つの名称です。金沢市では、この卯辰山麓と東山ひがしと主計町、合わせて 3 地区が指定されています。ちなみに、東山ひがしと主計町につきましては、伝統的建造物群保存地区の上に「重要」が付いており、国の選定を受けて重要文化財になっているということです。卯辰山麓地区につきましても、国の選定の申し出に向けて現在準備しているところです。

卯辰山山麓地区のまちなみの特徴です。町の骨格が藩政期から大きく変わっていないということ、それから 40 の寺社と約 300 の町家などからなる歴史的な景観、こういったものは全国的に見ても類例が少なく、後世に受け継いでいきたいということで、このたび伝統的建造物群保存地区の指定となったものです。

こちらは航空写真ですが、浅野川と国道がありまして、東山ひがしはこちらになります。白い線で囲んだところが卯辰山麓地区で、22.1 ヘクタールという非常に大きな面積で指定されました。

こちらは伝統的建造物の配置です。伝統的建造物といいますのは伝建地区の核となるもので、歴史的に価値のある建築物や工作物として保存が前提となります。こちらは所有者の同意を得て特定をしているものです。赤い丸が寺社建築、青い丸が町家等の建築で、こうした配置で伝統的建造物があります。

こちらは伝統的建造物の町家の例です。

こちらは寺社です。

それから建物だけではなく、石積みや石段などの工作物も伝統的建造物に特定されております。

まちなみ保全のイメージを示しておりますが、町家が集積するゾーンにおきましては、このようなイメージで保全していくために修理・修景基準を設けております。屋根は黒瓦か黒系の金属板葺きで平入りということ。それから庇を設けること。あるいは原則として壁面線をそろえるといった基準を設けております。

基準は 3 種類に分かれておりまして、一番上の修理基準は、先ほど説明した特定された伝統的建造物に対する基準です。これは伝統的な外観を維持・復元するための基準です。一般建造物については 2 段階の基準があり、修景基準は伝統的な様式に従うということで、新しいものであっても伝統的建造物に準じた様式とする基準です。それから、青い文字で許可基準とありますが、こちらにつきましては、良好なまちなみを守るための最低限のルールということで、3 種類の基準で誘導するものす。ちなみに、修理基準・修景基準に適合した建築物につきましては補助金交付の対象となります。

こちらは、それぞれの基準による誘導イメージを写真で示したものです。左側は伝統的建造物、真ん中は比較的新しいものですが、伝統的な様式に従った修景基準で修景された一般建造物、右側は伝建地区の最低限のルールで許可基準に基づいて施工されたものです。黒瓦で平入り、それから庇を設けたり、壁面をそろえたりというようなイメージです。

こちらが伝統的建造物（町家）の標準的な配置を示したものです。通常、町家というのは、前面道路がありまして、道路境界付近に近いところまで壁面がせり出しているというような状況が特徴かと思われます。それから、通り庭や土間があり、背戸までつながっているのも町家の特徴です。

伝統的なまちなみを保全していく上で重要な要素を占めますのは、壁面線のそろえとい

うことになってまいります。このような形で駐車場を設置するために下がると連続性が損なわれますので、このような形にならないような基準を設けているということです。

やむを得ず壁面線から後退させる場合もあるのですが、そういったときには、原則として門や塀垣を設けて壁面線の連続性を保つという手法なども基準でうたわれております。

それでは、本題の緑被率誘導基準の改正について説明をさせていただきます。

こちらは現況写真ですが、伝建地区の中で斜面緑地保全区域と重なる場所で、なおかつ町家が集積するエリアです。比較的、道路境界付近までせり出している建物が多いことが分かるかと思います。

こちらも同じく斜面緑地保全区域と重なる区域の写真です。

こちらに一つ町家形式の建物がありますが、これが伝建物に特定された建物です。将来この周辺の建物の改修を行うときには、修景基準あるいは許可基準に基づいて壁面線をそろえていただくということになります。

それでは、建ぺい率の緩和内容をここで簡単に説明させていただきます。

右側が従前の基準で、真ん中の赤いところが緩和される基準です。従前の基準につきましては、斜面緑地と重なる区域におきましては、風致地区も同じくかかっておりまして、建ぺい率は 40%に制限されております。これをどう緩和するかといいますと、伝統的建造物につきましては、現状を超えない範囲までの建ぺい率、それから現状が 80%未満につきましては 80%以下とするということです。それから、修景基準に合致した建築物、あるいは許可基準に合致して壁面線をそろえた建築物につきましては、建ぺい率を 80%以下とするという内容です。これにつきましては、建築基準法の緩和条例を制定したり、風致条例のただし書きの運用で対応するということです。この 80%という数字を覚えておいてください。

一方、これは現行の斜面緑地保全基準（緑被率の基準）です。種別が三つに分かれておりますが、一番上の基準につきましては、敷地内の 50%を緑化してください、今回、卯辰山麓の伝建地区と重なる区域につきましてはすべて次の B というところなのですが、敷地

内の 30%を緑化しなさいという現行の基準があります。先ほどの建ぺい率の緩和と併せると、基準として齟齬が出てくるということで、これを改正をしたいと考えています。

これをどう改正したいかといいますと、このようにただし書きで対応したいということです。読み上げます。「『金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例』第 3 条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする」です。

ちょっと分かりにくい表現になっておりますが、「建築基準法の緩和にする条例」第 3 条に規定する建築物とはどんな建築物かといいますと、これは先ほどの建ぺい率緩和の内容ですが、点線の赤で示した部分、伝統的建造物、あるいは一般建造物でも外壁面を敷地境界付近でそろえた建造物のうち、緑被率の確保が困難となった場合に限ってという形になります。「伝統的建造物、あるいは一般建造物でも壁面を敷地境界付近でそろえた建造物で、なおかつ緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする」という形にしたいということです。

続きまして、色彩誘導基準の改正です。

こちらが現行の斜面緑地保全基準のうちの色彩誘導基準です。屋根と外壁ついては、斜面緑地が背景となった場所では色彩の絶対値の幅で色彩を制限しております。

これを絵に表すと、このような形になります。赤で囲んだ部分が外壁で使える色、青で囲んだ部分が屋根で使える色で、現在はこの基準で誘導しております。上ほど明るい色になります。明度という指標です。右ほど鮮やかになります。これは彩度という指標ですが、外壁は鮮やかなものは当然駄目、斜面緑地が背景となった場合には明るいものも駄目、黒ではないけれども濃いめの色で、という誘導、屋根につきましては黒瓦を想定しておりますので黒っぽいもので、ということになっています。青系、グリーン系のものも使用できますが、その場合には鮮やかさの度合いをもっと厳しく制限しています。

しかしながら、伝建地区内におきましても、赤瓦や銅板葺きの建物などは、史実に基づいた形であれば使用を許可していくという方向ですので、先ほどの基準とは齟齬が生じるということで、この赤で書いた部分を改正したいと考えています。もともとあった「自然素材を採用する場合」に加えまして、「伝統的素材」という一つの単語を入れまして、赤瓦

や銅板葺きの緑青などを救っていくという考えです。

以上で、卯辰山麓伝統的建造物群保存地区に指定に伴う斜面緑地保全基準の改正についての説明を終わります。

（水野会長）　ありがとうございます。少し微妙なところもございますので、5 月 18 日に計画部会および斜面緑地保全部会で審議が行われたということで、計画部会長である川上委員および斜面緑地保全部会長の川村委員の方から、補足などの説明があればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（川上委員）　はい。合同部会では、斜面緑地部会の一部の委員から、時代に逆行するもので、斜面緑地保全はぜひ堅持していくべきで、むしろ伝建の方の基準を見直すべきではないかという強い意見もありました。ただ、歴史的な建築やまちなみを、今回、重要伝統的建造物群保存地区を目標にして進めている中では、特に町家が集積するエリアのまちなみを歴史性を踏まえながら維持・創出していくというときには両立することが極めて難しいということで、全体としてはやむを得ないのではないかというような意見でした。審議の結果、基本的には斜面緑地保全条例の精神や趣旨は、条例の届出は残りますので、運用の中で生かせる部分があれば生かす、後ろの背戸等に植栽することは積極的に奨励することが可能ですので、そのような方向で対応していくということで、一応、当初の方針を了承しました。

（川村委員）　緑地保全の部会長をしております川村です。今、川上先生がおっしゃった形で意見が集約されたと申し上げておきたいと思います。ただ、川村先生も少し触れられましたが、例えば開発行為に対して埋文の調査というところの法律関係でいくと、埋文の調査の方が強いことは明らかなわけですが、条例の中で伝建の保存という話と緑地保全という話の中でどういう優位性、あるいは互換性があるかということをいろいろと先生方に聞いたわけです。基本的には、今、川上先生がおっしゃったように、伝建の保存地区は金沢にとって非常に貴重な資源であり、貴重なものであるという意味からして、今回は、緑地保全としてはしょうがないと。つまり、建ぺい率 80%というところで緑被率 30%というパーセントの話が出ますので、ここは 30%を少なくても緩和せざるを得ないという意見でした。

ただ、先ほど冒頭で申しましたように、なし崩し的に斜面緑地保全の精神が失われていくことがないようにということです。緑地保全という精神が 3 本ほどありまして、1 本は金沢の市街地を中心としても固有種等々を守っていこう、動植物の多様性を守っていこうという精神が一つ、それから緑地みたいな、がけ地みたいなものを借景として、景観として使っていこうというのが二つ目の精神です。三つ目は、市街地の、がけ地の下にいらっしゃる方の安心・安全を守っていこうというところで、それが三つの精神ですが、この精神をなるべく後退させたくないという話で、一応今回は、なし崩しは駄目ですが、緑地保全としてはある程度やむを得ないだろうという結果になりました。

少し補足をさせていただきますと、川上先生がまたおっしゃるかもしれませんが、そうは言うものの緑地保全とは少し話が別かもしれないけれども、これだけ非常に込み入った伝建地区のまちなみの中ですから、防災という面も非常に強く意識しなければならないと思っています。いわゆる火事や地震ということで、ご承知のように森本・富樫断層がすぐ真下にありまして、中央防災会議によりますと、M7 以上の地震がこの 30 年間で 0～5%あるだろうと。行政としてはその 5%を取らざるを得ないという形で、非常に切羽詰まったところでもあるということも含めまして、防災・防火というところで強くご配慮いただきたいという話が一つです。

それから、先ほど事務局の方からも新しい資料を頂いたのですが、ちょうど伝建のところと緑地保全のところと重複するところに、砂防三法の危険地区が相当入ってきています。私のところにも地図があるのですが、地すべり、土石流、がけ崩れの危険区域が緑の辺りのところにずっとあるわけです。もう一つは、平成 21 年に土砂災害防止法というものができまして、特別警戒区域と警戒区域、レッドゾーンやイエローゾーンと言われるところも相当入っております。そういう意味からしますと、やはり緑地はそれなりの防災機能を相当持ちますので、緑地保全の精神をきちんと守っていただいて、砂防三法、土砂災害防止法にも対応してもらいたい、防災というところに強くご留意いただきたいということで、お話し申し上げます。

（水野会長）　ありがとうございます。それでは、ただ今の基準の改正についてと、計画部会あるいは斜面緑地保全部会の方からの報告も含めて、ご質問・ご意見等をいただきたいと思います。どうぞ。

（小林委員）　私は金沢市の重要文化的景観というものを昨年、一昨年から推進してきまして、昨年は文化庁から正式に認可されました。現在その整備計画を立てておりまして、前回から尾張町の建物の問題等、なかなかやっかいな問題にすぐ遭遇してしまったという経緯がありますが、実は今日、私はこの景観審議会に初めて出させていただきましたが、今お聞きしまして、二つの点でちょっと疑問があります。

一つは、卯辰山地区は重要文化的景観の中のエリアとして線引きをされました。それは一つは、先ほど川上先生からも借景という言葉が出ましたように、金沢にとっては、この区域は確かにいろいろな意味で、いろいろな場所から見ていくビューポイントとしての要素が非常に強いということで、従ってそれを何とかエリアとして確保しておきたいと。それが一つの目的なのですが、その背景になったのは宇治市なのです。宇治市の事例を見ますと、宇治市は宇治平等院という古い寺院があり、それを中心にしていますが、何と言っても都市を流れる宇治川のところから借景として背景に大きな森があって山があって、それがとても都市の中の大きな魅力になっているというところがあります。そういう意味で、文化庁も強く推して、その区域を重要文化的景観のエリアとして確保されたと。同じことが金沢卯辰山の場合に言えるのではないか。そうすると、このことは今はまだ整備計画の中にどう盛り込むのか、あるいは、なかなか規制というわけにはいきませんが、何か話し合うシステムのようなもの、あるいは多少でも景観を保全していくことに挑戦していくシステムを、幾つかのこういう部会を含めて、そのようなものを絡めながらやる方式を考えさせていただきたいということで、一言申し上げておきたいと思います。

もう一つは、先ほど建ぺい率の問題と緑地保全のところで50%という数字がありましたが、実はわれわれの重要文化的景観の委員の一人、鍔さんという美大の造園技術といいますか、デザインの方がおられて、彼は金沢の中で非常に大きな特色は、明治以降の建物を含めて、玄関先の門の上にマツを必ず配置していく。マツというものが金沢にとっては武家以来いろいろなケースを含めて描かれているわけで、そういう意味では、このまちの「門かぶりの松」という、新たに生まれたと言っていいのか、あるいはその前から多少の伝統があったようですが、そのことがまちの景観の非常に大きな特色を出しているということも考えられます。ですので、何かそういうことも含めた組み合わせというのでしょうか、つまりこちらとしてはこういうモデルがありますよと何となく言いたいわけで、そんなこともぜひ考えに入れていただきたいと感じました。以上です。

（水野会長）　はい。ただ今の小林委員の意見に対して、いかがでございましょうか。

（事務局）　説明いたします。スライドの方を見ていただきたいのですが、今回対象となる区域は斜面緑地保全区域と重なる区域ということで、緑色に着色してある部分で緑被率を変えようという話でした。その対象となるエリアは、先ほど言いましたように町家が集積するエリアになってまいります。つまり、この緑に着色したところすべてではなく、実際には、ここの筋とここの筋、もう一つはここの筋というような、本当に限定された町家が集積する街路に張り付いたエリアということで、エリアとしては非常に小さいのです。

先ほど現況写真をお見せしましたが、当初、遠望的にその場所が見えるところがないかと探したのですが、この場所はどうしても写真に写すことができないのです。ということは、とりも直さず、例えばこのエリアにある緑が斜面緑地のグリーンベルトとして寄与しているということではないということで、その辺を含めて、このエリアにつきましては可能な限り緑化をするという精神は残して運用したいという考えです。

それから、あくまで対象は町家になってきますので、先ほどの「門かぶりの松」など、武家地にあるようなものを否定するような思想は決して持っておりません。あくまで町家の形式の建物が集積するエリアに限定しておりますので、その辺も問題はないのではないかと考えております。

（黒川委員）　用水道すじ部会長の黒川と申します。倉敷の場合は、背景にそれがあることがまちなみの特色になっているということで、駒形山の範囲も重伝建の範囲に入れています。金沢の場合も、今皆さんおっしゃったように、斜面緑地が例えば東山の二番町から真正面に見えるわけです。今、二番町は、あの突き当たりの山乃尾さん、伝統的な素材で見えているのですが、ほかで例えば悪用しようとしたときに、基準に全部合っているよ、伝統的素材も使っているよと言うけれど、離れた場所から見たときに緑が途切れている恐れはないのですか。今まで建物がなかったようなところに伝統的建造物のような自然素材を使って建てることによって、従来の斜面緑地ではできなかったような広さのものがそこに建って、重伝建地域から見たときに、二番町のような感じで見えてくるという心配のあるところはないのですね。

（水野会長）　いかがでございますか。

（事務局）　伝建地区内で赤瓦や銅板葺きなどを認めるのは､現状にまずそれがある場合、つまり町家に赤瓦を認めるわけではないのです。それから、もう一つは「史実に基づいた場合」ということですので、どこかしこに赤瓦が出てきたり緑青が出てきたりということはないというように考えておりまして、その辺も大きな問題はないのではないかと考えていますが。

（黒川委員）　分かりました。もう一つ、自然素材というのは、京都でも問題になっていましたが、漆喰の白も、そこにもともと漆喰の白を使っていない場合は認めないという感覚ですね。

（事務局）　はい、そうです。

（黒川委員）　突然、今までそうでなかったものが漆喰の白にして、とても目立つということではないのですね。

（事務局）　ないです。もっとも伝統的な形態・意匠で漆喰を使う場合になりますので、本来の使い方でいくと、見付からいけば非常に小さな部分でしか漆喰は使われていませんので、史実に基づいて漆喰が使われたとしても問題ないと思います。

（黒川委員）　私は漆喰の白などはいいと思っている方なのですが。

（事務局）　伝統的な形態意匠でない、例えばキューブ状の建物で漆喰のものが建つことはありません。

（黒川委員）　なるほど。伝統的素材で伝統的工法にのっとっているからいいだろうということで、突然出てくることはないと。

（事務局）　歴史建造物整備課からちょっと補足します。伝建地区におきましては、先生方はよくご存じだと思いますが、修景の場合には伝統的建造物に調和した形で、という基

本がありまして、細かく基準を設けております。ですから、そこから逸脱したようなものは基本的に許可しないことになりますので、そういった点からも伝統的建造物に即した形でしか、漆喰であっても出てこないということに結果的にはなると思います。

（水野会長）　よろしいですか。ほかにございますか。
　では、ちょっと私から。先ほど斜面緑地の中に町家型の塊が 3 カ所くらいあるというお話がありましたが、その地域だけという限定の記載はないのですか。どこでもそれが広がっていくことを防ぐ必要があるわけですね。

（事務局）　これも先ほど申し上げた伝建地区の基準やまちなみの誘導に関連するのですが、先ほどお示しした町家が集積しているような街区は基本的に町家が立ち並ぶまちなみを保全しているということで、従いまして、こういうところは建ぺい率が 40%であると物理的に新築で町家が建たない、建ちにくいということがあります。あとは敷地に余裕があるところは現行どおりということで、そういうまちなみの誘導として、結果的にそういうところは緩和する必要があるということで、特に限定はしていないのですが、歴史的な経緯や街区割などを守っていく上で不都合があったときに緩和するという考え方です。ですからエリアを区切っているものではなく、結果的に先ほどの数カ所しかないということになります。

（水野会長）　分かりました。

（黒川委員）　でも、「30%の緑比率は守りましたよ」ということで新しいものが建つ可能性があるわけですね。建たないのですか。

（水野会長）　町家型ではなくてというところは、建つ可能性はあるでしょう。

（黒川委員）　建つ可能性があるわけですね。そのときは、30%というのは平面上の 30%ですから、横から見ると結構目立つのではないかと言えると思うのですが、そういう恐れはないのですか。「30%は守ったよ」と言うのですが、横から見上げた場合には壁面が丸っきり見えるわけですから阻害されることもあり得ると思うのですが、そういう恐れはない

のですか。

（事務局）　申し訳ありません、少し分かりにくかったので、もう一度お願いしてもよろしいですか。

（黒川委員）　要するに一般建造物なので、上記以外の建築物ですから、一応許可基準があって、30%というのは先ほどの斜面緑地の条例がありますから守らないといけないですね。それから、この区域内ですので、建物のデザインを突飛なものではなくしたと。しかし、今まで緑しか見えなかったところにそれが建つことによって、守っているのだけれど、伝建地区から見たときに阻害しているような恐れがある場所はないのですか。例えば子来町の辺りの、右のあの辺は下からは見えませんでしたか。

（事務局）　観音町の通りからですね。

（黒川委員）　そうです。

（事務局）　それは、右に曲がるような形になっていますので。

（黒川委員）　何となく落とし穴がありそうに思いますが。

（水野会長）　今、黒川先生がおっしゃったのは、町家の集積したところではなく、すべてのところで新しく建てることが起こるのではないかということだと思います。

（事務局）　今、緑被率を緩和するのは町家が集積する限られた場所でございまして、それ以外のところは緑被率も緩和しませんし、あるいは建ぺい率や道路後退などもすべて現行の風致など、現行基準で運用する形になりますので。

（黒川委員）　それは分かっているのです。私が言いたいのはもう一つ上のことで、前から申し上げているのですが、全部守っているのだけど、今まで緑だった中にぽつんとできたことによって、ものすごく目立つという可能性はないのですかと。ですから、今の緩和

の話とはちょっと別なのです。守った上で、30%でやっているのだけれども、とても目立つというものが出てくる可能性はないのか。

（事務局）　現行の斜面緑地保全条例の思想に基づけば、斜面緑地が背景となった場合に、例えば建物の外壁や屋根の色彩でコントロールしていますので、少なくとも色彩の面ではグリーンベルトの中にすごく目立つようなものは出ないと思います。色彩については、伝建地区の中で許可基準においても木色（もくじき）をベースにしておりますので、斜面緑地の保全基準よりもかなり狭めた、より木色に近い形で色彩を制限していますので、目立つものが出てくる可能性はないと考えます。

（黒川委員）　ええ。それで先ほどお話ししたのですが、とてもセンスよく、しかも伝統的素材を守っていても、今までいわゆる借景だったところに人工的なものができることによって阻害されることはないのでしょうかということです。

（水野会長）　その話は川上委員、いかがですか。

（川上委員）　今言われていることは、これは非常に古くから、戦前から開発されてきたというか、寺社でほとんど埋め尽くされているので、現実的には可能性はほとんどないと思うのです。ただ、寺社もなくなる可能性がないことはないので、筆単位で精査はしていないのですが、そういうことが100%ないかと言われると、そうは言い切れません。ただ、今、事務局が説明した基準以上に抑えようというのであれば買い取りしかありませんので、ここではそういう議論はちょっとなじまないと思うのですが。

（水野会長）　今、川上委員がおっしゃったのは、斜面緑地は建築物を建ててはいけないと決まっているわけではないので、必ずどこでも、すべてのところで起こるわけです。ですから、それに対しては、ここだけで抑えるわけにはいかないと。

（竺委員）　まったくそうなのですが、グラデーションで制御する方向で、それをどこのところまで制限するかということが今の問題なであり、100%そろえるということは無理なのではないでしょうか。

（黒川委員）　私も 100%は無理だと思います。ただ、重伝建を目指そうと言うのであれば、今までも後で失敗したということが結構あったと思うので、今のうちに伝建地区内から見える斜面については何らか格段の配慮をしておく方がいいのではないかという気がしたものですから。

（竺委員）　黒川先生の意見は、斜面緑地保全基準をもう少しグレードを高く上げた方がよろしいのではないかという話ですよね。

（黒川委員）　ええ。いわゆる平面図上の何%ということではなく、伝建地区から見える借景に関して。

（事務局）　それは伝建地区内か、地区外の話をされているのか。

（黒川委員）　今は地区内の斜面緑地保全区域です。

（事務局）　区域内は、先ほど川上委員がおっしゃったように、寺がなくなることがないわけではなく、そうなった場合には、景観審議会という組織もありますし、ここで丁寧に諮っていくことになっていくと思います。

（黒川委員）　これでおしまいにしますが、一応、各部会で平面図上の問題だけではなく、見え方についてもぜひ配慮していただきたいと思います。

（事務局）　単体の平面的な配置ではなく、見え方も含めた審議をしていかなければいけないということですね。

（事務局）　私どもは歴史建造物整備課、今回の伝建地区の決定にあたりまして担当してきた部署でございます。

今議論になっております斜面緑地保全区域と伝建地区が重なるのは、あの図で言いますところの緑の範囲になります。今回、緩和をしたいとお願い申し上げているところは、再

三申し上げているように、その中でも戦前からの町家が集積している範囲になります。その背後にあります濃い緑の部分は、伝建地区の決定にあたりましては寺社の境内地を基本として線を引かせていただいたということがあります。従いまして、川上委員がおっしゃっていましたように、今回、その辺りの緑地につきましては寺社境内地がほとんどということで、ケースとして寺社が廃地となって宅地化する等の事態が起これば、これは非常にレアなケースとして想定されないわけではないのですが、基本的に寺社の境内地はいわゆる歴史的風致を維持する環境ということで、今回の保存計画にあたりましても、当然山麓地区については寺社の集積が大きな保存のテーマですので、その歴史的風致は極力守っていくという考え方に立っております。ですから、もし仮に将来長きにわたりまして寺社境内地が変化するといった場面が発生したとしましても、このようないろいろな議論を経て、少なくとも文化財としての歴史的風致にそぐわない形での現状変更を起こしてはならないと事務局としても思っているところでございます。ぜひご理解をちょうだいしたいと思います。

（小林委員）　ただ、卯辰山の場合、住宅地に売られたり切り売りされたりされている部分はほとんど寺社地ではないですか。かなり経済的にひっ迫している寺院が多いから。

（事務局）　いや、切り売りされているところは意外と少なく、今の緑地保全区域の中では、歴史的に明治以降に切り売りされたのはごく限られた数カ寺しかありません。もともと町地のところと寺社地が融合した姿が残っているというところになります。

（水野会長）　卯辰山の山麓伝統的建造物群としては、寺社と民地の 2 種類があって、山の方はほとんど寺社の所有地で、下の方は寺社と町屋の混合だと。その境目のところに町屋ゾーンが幾つかあって、これは昔からある家で、そこはどうしても緑被率に無理があると。だけれども、その緑被率は建築の方からいっても、それ以上増えないだろうと。その限定の範囲で町屋ゾーンは決まりそうだと。それから、社寺が持っている緑地の多い部分については、寺社が持っているので改変される度合いは非常に少ないだろうと。一般的な斜面緑地保全地区よりももっと安定しているというようなお答えだったかと思います。

（山岸委員）　黒川先生のご心配は非常に大事なお話だと思って先ほどから伺っていまし

た。それは今、先生がご心配になっていることをいろいろ含めて、ここの地区が完全な風景、あるいは景観として財として認められるときに、一番上位の概念、例えばこういうものでいうと前文にあたるところで「それ以上であってはいけない」という言葉がきちんとあれば、何かイレギュラーが起こったときに、先ほどご説明になったようにいろいろな審議会などがありますから、そこで手当ができます。例えばフィレンツェの話は非常に有名なので、簡単に言えば、フィレンツェは遠望で変なものがあっては絶対いけないということで、14 世紀からずっとやっているわけです。それから、歩いて行っても、誰が見ても変なものは許さないと。そうすると、この伝建地区の話では条例の中に、そういう崇高な到達すべき理想的な理念が一言文言にあれば、何か起きたときに「それを越えることは絶対許さない」「では手当をどうする」という話にいけるのではないかと思います。それはあるのですか。あればいいと思います。

それから、金沢市の景観条例も含めての話ですが、その都市なり、その地域なり、そこはこういうことについては、最終的には「いかなることがあっても、その風景なり景観を乱すことは許さない」という憲法のようなものがきちんとしていれば。そこが抜けていると、反対に網をかけても、結局そのすき間から変なものが出てくるという過去にやった悪い事例もあります。黒川先生のご心配については、私も、そんなことで安心できる形になっていればいいと思うのですが。

（竺委員）　今のことに少し関連して。いつもこのような審議会でいろいろなことをやっていて、特に大きな審議会ではそうなのすが、各専門部会ができて、その専門部会で、ある専門側面で議論している、別の部会はまた別の専門の分野から議論して、それを審議会に持ち上げてきて、それをどうするかという形になっています。それはもちろん大事なのですが、そうすると、全体の総合的な部分が見えないというか、失われていくことがあるわけです。ですから、逆に言えば、卯辰山の景観があれば、緑地も含めて、建物も含めて、全体の景観も含めて、遠望も含めて、その景観を全体としてどうするかという大きな網があって、それから、そういうところの問題を個別の専門のところでやってもらいましょうという形ならいいのだろうと思うのですが、今はそうではなく、下で専門的なものを全部積み上げてきて上でやるということだから、どうしてもいろいろと難しいと思うのです。だから、最初にその地区の景観をどうするかという総合的なポリシーというか、グランドデザインを決めておいて、それから部会で討議して、また逆にそこから持ってきてここで

討議するような審議のやり方の方がいいのではないかという気がします。余計なことですが。

（水野会長）　その辺も含めて、二つの部会が合同で議論したのだろうと思います。それについて、何かございますか。

（事務局）　確かに風致地区や斜面緑地保全条例はどちらかというと凍結型ではなく、許容型の制度です。だから、基準に合えば立地する可能性はやはりあると思うのです。ただ、これまで景観に重要な影響を及ぼすものに関しては、当景観審議会で必ず審議していただいています。基準に適合すればそれでいいかというと、そんなものでもなく、皆さま方のご意見を聞きながら、適切に、もし影響が大きければ、またご意見をいただきながら誘導していくのが私どものこれまでのやり方ですし、今後もそう進めていきたいと思っています。

（黒川委員）　私ども用水みちすじ部会も、みちすじから見たときどう見えるかというものも重要な基準ですので、合同部会のときにぜひ混ぜていただければと思います。

（水野会長）　そのほかにございますか。

（平田委員）　ちょっとよろしいですか。皆さんのいろいろな意見を聞いておりますが、今日は景観審議会ですのでいいのですが、私は市民の立場でちょっとお聞きしたいと思います。金沢市は景観保存を非常に大事にしていることは分かるのです。でも、ここの場所は大変な傾斜の強いところなのでしょう。私が疑問に思うのは、先ほど川村委員からも一言ありましたが、この時代に防災、災害対策のことが一つも皆さんの意見に出てこないということです。景観をどうのこうのと言っても、今は全国的に結構災害も起きていますし、水害も起きています。これだけ地球温暖化が進んで、金沢市の方では何年か前から河川対策も 50 年に一度、100 年に一度の大雨の計画をして、私もその会議に出ましたが、私どもはそこで 50 年、100 年という長い計画で、現実に現在は頻繁に大雨が来ている、地震が起きているということを論議してきたのです。これに関しても、皆さんは専門家でよく勉強されていると思いますが、安全対策、防災対策というものはどうするのか。せっかく保存

していても、いろいろな専門家に聞きますと、全国的にやはり大雨が続いているので、従来何でもなかった、誰も心配していなかったような山でもだんだんゆるんできている、ちょっと大雨が降ると崩れてしまうことが非常に多いということなので、この場所は、そういう意味で非常に危険な場所ではないかと私は個人的に思うのです。

それから、資料の一番先に現状の写真で、住宅の間に道路が一本ありますが、これは非常に狭いのです。これでは火災が起きても消防車も入れないでしょう。こういうところをそのままにして、あくまでも景観、景観というだけで物を考えていて、私は市民の立場としてどちらが大事なのかと非常に疑問に思います。

（水野会長）　ありがとうございました。いかがでしょうか。

（事務局）　今ご指摘のございました点は大変大事なテーマでございます。今回４月１日付けでこの地区を保存地区に決定したということで、制度としますと、文化財保護法に基づきますまちなみの文化財という位置付けを行ったということです。従いまして、法的にそのような保存を図っていくということを、ある意味、行政も覚悟を決めて宣言したということで、まちなみ全体を保存するという目的と、それから市民お一人お一人の生活を守っていく、また危険をいかに除去してかという防災と文化財の保護については、まちなみだけでなく、お寺さんやお宮さんという単体の重要文化財建造物なども当然同様の課題を持っております。そんな中で、私どもは伝建地区について、これは３地区目ですが、保存を図ると同時に防災の備えが大変大事であるということで、これまで、ひがしと主計町、いずれも地区の防災計画を地区決定に引き続き調査して策定しました。その計画に基づく備えを、それは当然、短期、中期、長期にわたってという時間軸の差はありますが、ハード的に備えること、ソフト的に備えること、いろいろありますが、それらを当該地区についてしっかりと現状を踏まえて計画を持ち、それを逐次適切に実施していく。その際にも、例えば国の選定が入った保存地区であれば、国の財政的、技術的な支援も得て、行政と当該地区の住民の皆さんが手をたずさえて、防災の備えを計画的に実施していくということを組み合わせて初めて、その保存が成立するという問題意識は非常に強く持っています。今回の地区の中でのがけ地なども含めて、これは歴史的な風致があるということで位置付けたわけですので、そのがけ地のありさま、それから細街路においての消防活動の困難さなども踏まえての防災の備えをしっかり計画をもって実施していくことを予定しておりま

す。当然、保全と防災は常に大きな課題でありますので、どちらかではなく、両方を目指していくことを行政としても覚悟しているということです。ぜひご理解を賜ればと思います。

（平田委員）　3 年前に浅野川の氾濫が起きました。あのときに当時の副市長とも、われわれは早速、朝早くから湯涌の温泉の方までずっと行って現状を見てきました。そのときに、鉄砲水ですごい被害があって、もう１時間大雨が続いたら、湯涌の温泉街は一体どうなったのだと皆さんも心配しておりました。現実にそういうところを見てきましたので、ここでも非常に危険ではないかと。そういうことを考えながら、歴史・文化の建物を残す、保存するということで、何も斜面の緑をもっと増やすことでカバーできる問題ではないと思うのです。先ほど来皆さんのご意見を聞いていますと、本当に市民の安全・安心のことを考えてやっているのか、それとも景観に対するこういうものだけで専門的に論議しているのかと疑問に思ったので、今日はちょっと一言だけ。

（水野会長）　だいぶ時間もたってまいりましたが、このテーマは、先ほどからいろいろお話がありますように、卯辰山麓伝統的建造物群の保存地区を定めるに伴って、斜面緑地保全条例との齟齬が生じたので、それに対して調整をしていくということで、どちらかというと建造物群の方を優先して、少し緩和するというようなことであったかと思います。平田委員からありました安全性の問題は今のテーマとは少し別なので、できたところから補強していくということで、先ほど課長の方からご説明がありましたように、防災計画については別に定めていくというようなことで、両輪があって初めて正確に動くということです。

そのほかにございますか。

説明として何となく不十分なところもあろうかという感じもしますが、全体として事務局案のとおり答申することとしてよろしいですか。

＜「はい」の声＞

（水野会長）　反対の方はございませんか。

＜異議なし＞

（水野会長）　それでは、事務局案のとおり答申いたします。

(2)太陽光発電設備等設置に係る景観形成基準の改正について

（水野会長）　続きまして審議事項 2、これもまた大変なのですが、太陽光発電設備等設置に係る景観形成基準の改正について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）　景観政策課の新保と申します。よろしくお願いいたします。審議案件②の太陽光発電設備等設置に係る景観形成基準の改正について、ご説明いたします。

前回の景観審議会で、景観に配慮した太陽光パネル設置検討委員会の市長への提言も含め、計画部会と建物部会による検討の途中経過をご報告いたしました。今回は、その検討結果を取りまとめた「太陽光発電設備等設置に係る景観形成基準の改正（案）」について、ご審議いただきたいと思います。

（以下スライド併用）

まずはじめに、規制誘導区域についてです。規制誘導区域については、金沢市景観計画に基づいての規制誘導を行うことを基調とし、規制誘導エリアは景観計画区域内、すなわち金沢市全域とします。区域区分に関しては、現行の基準の強弱を考慮して、右の地図にあります茶色い部分が伝統環境保存区域になります。そういった区域をまず一つの区分とし、それから都心軸（中心のライン)、主要幹線になっているオレンジ色や紫色の区域を含めた景観形成区域、三つ目として、今表示されている色が付いていない区域、この三つに大きく分けることを考えております。

届出の対象と規模についてです。まず対象とするものを、太陽光発電設備等という定義付けをし、太陽光発電設備以外に「その他これらに類するもの」を条例上の届出対象とします。「これらに類するもの」とは、例えば太陽熱温水器などの形態が類似したもので、そういったものも含めるという考え方です。

建築物の屋根や外壁の一部を成して建物と一体となったものに関しては、通常の建築物

としての基準を適用します。それ以外のもの、建築設備になるものや架台型の設置、既存の建物に後付けするものに関しては、すべて工作物という定義付けを規則にしており、その中に新たに追加する。基準の方は、工作物の基準について適用するという考え方です。

先ほどの「太陽光発電設備等」というものに関しては、画像で見た左側が通常の太陽光発電設備の一例です。右にあるような温水器を屋根の上に設置するものも「これらに類するもの」ということで届出対象としたいと思います。

届出規模に関してですが、まず景観形成区域ということで、先ほど色が付いていた区域全域なのですが、現行の景観計画の届出対象規模に準じて、地上設置の小規模なものは届出の対象外とするようなイメージで、1 番目として、建築物に設置する場合は面積にかかわらずすべて届出対象とする。2 番目として、地上に設置する場合は公園などにある時計の上に付いている小規模なものを除外するイメージで、パネル面積の合計が 10㎡以下のものを除いてすべて届出対象とするという考え方です。

続きまして、そのほかの区域に関しては、現行の景観計画の届出対象についても、大規模なものを届出対象としております。そういった意味合いも合わせまして、郊外部の戸建住宅に設置するものに関しては届出の対象外とするようなイメージで、1 番目として、建築物に設置する場合は高さ 10m を超える建築物に設置するもの、またはパネルの面積の合計が 50㎡を超えるものを届出対象としたい。2 番目として、地上に設置する場合はパネル面積の合計が 50㎡を超えるものを対象とする考えです。

続きまして、景観形成基準についてです。この景観形成基準については、まず規制誘導区域を計画部会、修景方策として、高さや形態・意匠、色彩、周辺からの見え方などを建物部会で審議・検討してきました。

景観形成基準の項目を区域別にまとめたものが、お手元の資料 2 ページの表になります。この項目を一つずつ読み上げたいと思います。

まず上の方に建築物の項目で形態・意匠というところがあります。一番最初に「太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める」。この表現については現行の基準の中でもうたわれている内容になります。これをすべてのエリアで基準として記入する。

2 番目の「太陽光発電設備等を屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見える形態とすることを」、伝統環境保存区域については「原則とする」、景観形成区域に関しては「基本とする」という表現で記述を追加したいと思います。そのイメージがスクリーンの方にあります。屋根材として勾配部に設置した場合は屋根と一体化していますので、通常一体ではないかということもありますが、基本的に寄棟の場合ですと稜線に合わせたりといった形状のものまで誘導するといった考えです。

その次、「太陽光発電設備等を外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする」。画面の方には使用した実際の例があります。目立たないような形で、ほかの外壁面と調和するように設置するというような表現になっていす。外壁については、発電効率等を考えますと、南面などある程度限定するとは思いますが、形状においても調和するような形に誘導したいと考えています。

続きまして、建築物の項目の色彩のところなのですが、「太陽光発電設備等を屋根材として使用する場合は、パネルの色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを」伝統環境保存区域では「原則とする」、景観形成区域では「基本とする」という表現にしております。屋根については、通常、伝統環境保存区域、景観形成区域、いわゆる旧のまちなかの周辺などについては黒瓦を推奨しているところもありまして、まずは黒または濃紺を前提にしています。低彩度・低明度の目立たないものとは、既存の誘導前の建物の屋根に関しては黒または濃紺にすることによって逆に目立ってしまう場合もあるという考えもありまして、「目立たないもの」と追加しております。

外壁材として使用する場合については、先ほどと同様、色彩についても調和するようなもの、要は建物の開口部に見えるなど、「調和するもの」という表現にしています。

パネルの表面については、「反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める」。そちらの右下の方にも出ていますが、模様、ドットと言われる白い点の部分が大きかったり、左下の部分にある青くぎらついたものなどをやめていただき、もう少しマットなもので考えていただきたいということです。

続きまして、工作物の項目になります。工作物の項目の方は、高さ、配置、形態・意匠、色彩に分かれています。

工作物の段の高さの方で、「太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の最上部以下とする」。画像の方に出ていますが、切妻、勾配屋根の場合は突出した形状としない、陸屋根の場合でも周辺のパラペットから下げていただく、大きい発電面積が欲しい場合は

分割していただくという考え方です。

その次の項目ですが、太陽光発電設備等を今度は逆に建築物の陸屋根部分に設置する場合は、当然、今の絵にもあったように、設置面周辺のパラペットの高さよりも低くするという考え方になるのですが、中間階も考えると、やむを得ず、それを超える場合も想定しなければいけません。既存の建築物に設置する場合も出てくると思いますので、超える場合については、ルーバーなどの目隠し修景によって「建築物との一体性の確保に配慮する」。こちらの方は、現行の景観形成基準の中でも、屋上に設ける屋外設備、例えば高架水槽などに関しても、周辺から見えにくいように、建物との一体性を確保するようにという表現になっています。それと同様の考え方になります。

それから、工作物の配置の項目です。配置の項目に関しては、建築物に設置する場合と同様に、「公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める」という考え方になります。ただ、地面、要は地上に設置した場合で、やむを得ず、公共空間・施設側に設置することも恐らく出てくると思います。そういった場合には、写真中央下のものや、形状に特殊性のある右手のものなど、本来、環境教育などを進める中で、パネル面を見せるだけならともかく、その背後の歩道側に圧迫感があったり、背面の支持素材が丸見えだったりといった部分に関して、「植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する」という表現を出しております。

工作物の方の形態・意匠では、屋根材の瓦の上に後付けで設置する場合や浮かして設置する場合などが想定されると思いますが、こういったものが「屋根と一体的に見える形態とすることを原則とする」、または「基本とする」という表現にしています。こちらの方も、画像で分かるように、屋根の勾配に合わせたり、屋根の仕上げ面から極端に浮かせないというところが配慮になると思います。また、真ん中下の写真の方ですが、ソーラーのパネルの先端部分には当然、屋根材から支持する金物が出ている部分もありますので、そういった部分の収め方も少し一体的に見えるように配慮いただくという形になります。

色彩に関しては、先ほどの建築物でご説明したものと同様な考え方になります。

最後に、資料の１ページを再度ご覧いただきたいと思います。今後のスケジュールについて、下に表があります。この審議結果を踏まえて、来週、都市計画審議会の意見聴取が法定手続きとして必要な形になります。その後、6 月から 7 月にかけて事業者説明会など周知活動を行い、広く意見を反映できるように、その後半にあたる部分１カ月ほどでパブリックコメントを実施したいと考えています。実際の効力発生については、10 月１日から

施行を予定したいと考えています。なお、施行後に関しても、届出内容や実務的な内容についての事業者説明会を継続して開催したいと考えております。

少し分厚い「金沢市景観計画変更（案）抜粋」という資料をお手元に送付させていただいていると思いますが、こちらの方は今説明したものを現行の基準に落とし込んだものです。赤色の文字で下に線の入った部分が今回、追加した部分になります。現行にある基準で削除している部分があります。それは、形態・意匠や色彩に割り振った項目になるので削除してあります。一番最後から2ページ目の方には、先ほど審議案件1で、緑被率誘導表も景観計画に合わせてありますので、そちらの方も改正するイメージとして赤字で表示してあります。

以上で、審議案件2の説明を終わらせていただきます。

（水野会長）　ありがとうございます。この案件に関しても計画部会で審議されております。部会長である川上委員の方から何か補足がありましたら、お願いします。

（川上委員）　では、補足させていただきます。

計画部会では計4回部会を開催しまして慎重に審議を重ねてきました。太陽光パネルについては、時代的な背景もあって自治体等で奨励している施設であり、金沢市も上乗せ的な補助を行って奨励しています。技術革新も非常に激しいところで、現在、非常に発展しているような状況です。その中で、現時点で景観的な面から規制を検討するという形で、今、事務局からご説明いただいたような形で提案させていただきました。

ただ、内容的に少し分かりにくい面があったかもしれませんが、先ほど事務局からあった、伝統的建造物群保存地区については基本的には認めないというもので、その趣旨は、修景等のいろいろな手厚い補助がされているので、それでカバーするということです。そのほかについては、今ここにありましたように区域を大きく三つに分けて規制誘導していくというものです。ただ、現実には状況が流動的ですので、将来的に状況が変化した場合には、この基準もまた的確に見直すというように考えています。

もう一つ、類似をなすものとして、お湯をわかす太陽熱給湯も屋根の上に出てくるわけで、それについても具体的な規制はなかなか難しいかもしれませんが、届出を義務付けて、一応規制誘導しているというような考え方になっています。屋根については、一部小さなものは除くということを検討したのですが、やはりいろいろな状況が考えられるので、で

きるだけ対象にすべきという意見もありまして、すべて対象にして、公園等に設置されるような小規模なものについては対象外とするという形で、実際の運用はこれから進めていきたいということです。以上です。

（水野会長）　ありがとうございます。ただ今の事務局および部会長さんからのご説明に関して、何かご質問やご意見等はございませんか。いかがでしょうか。どうぞ。

（黒川委員）　今ドイツのメーカーでしたか、日本の太陽光発電よりも効率は落ちるのだけれども、プラスチックでできていて、建物のどこにでも張ることができる、形がいかようにもなるというものがあるですが、それは検討の対象にされましたか。

（川上委員）　壁面ということですか。

（黒川委員）　はい。自由自在に折り曲げたりできる素材なのですね。広い面積にすると影響があるのではないかと思います。

（川上委員）　外壁は一応対象にしています。

（黒川委員）　外壁などに使えるものなのですか。私も現実に見たことはないのですが。

（川上委員）　先ほど写真で付けていたのですが、ドイツの製品とは違うような感じで、「調和するものとする」という運用の中で扱っていく考えです。

（黒川委員）　いろいろなものが出てくると思いますが。

（川上委員）　はい、今後かなり変化してくると思いますので、運用の中で実績を積み重ねるということだと思います。

（事務局）　海外のメーカーで日本の製品よりも安いものが夏ごろからかなり入るという情報もいただいています。現在、審議を進めてきた中では、国内の大手 8 社ぐらいの製品

はある程度確認しているのですが、海外メーカーについては、そこまで景観に配慮したものというようには聞こえてきていないので、それについては届出制にしないと情報がつかめない部分があります。今回の基準に関しても、運用しないと問題点が見つからない部分が出てくると思います。そういった部分は現行運用させて、この基準を基本とする、原則するというような表現で、現行の景観計画に合わせた基準にしています。そういったものも例えば建物部会や、場合によっては景観審議会の方に審議をお願いする場合が出てくるかと思います。そういったものを積み重ねながら新しく開発されたものも含めて計画を見直さなければいけない場合は、早急に対応するというスタンスでいこうという意見は、計画部会にしても建物部会にしても委員の方々から出ています。

（水野会長）　確か中国や台湾などはだんだん輸出攻勢をかけるようです。

（事務局）　今ほど川上先生からご説明のあった部分で、伝建地区などの場合にというお話がありました。確かに、景観計画区域の中には伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域、それぞれ景観計画の中でどのように規制誘導を図っていくかということでの議論が今回あったと思います。先ほど来の審議案件１の方でも伝建地区が話題になりましたが、これまで、ひがしと主計町の２地区については、実は最低限の基準とされる許可基準というものを持ち合わせておりません。ある意味、非常に限定された小規模な地区ということも背景にありまして、地区内での建築行為はすべて修理もしくは修景ということで限定され、公的な支援もそれには用意されるということです。先ほど先生のご説明にあったとおり、基本的にはそういったことにあっては禁止ということになろうかと思いますが、今回４月に指定されました卯辰山麓については非常に広大なエリアでもあるということで、許可基準（最低基準）を設けています。これにつきましては、太陽光パネルなども景観の考え方と同様で、道路などから見えない、見えるところにはご勘弁願いたい。しかし、景観的に影響のない見えないところでは、それも一律にすべて禁止するのはかなり厳しいのではないかということで、そこは実際の現地の状況等に応じて、通常、周囲から望見できない範囲での設置は許可せざるを得ないのではないかというように実際は思っているところです。少し補足させていただきました。

（水野会長）　ありがとうございました。ただ今の伝統的建造物群の地区は認めないとい

うのは、どこかに記述があるのでしょうか。何か運用でやるのでしょうか。

（事務局）　はい。伝建地区にはそれぞれ基準が設けられます。その基準の中で、いわゆる「設備等のあり方」という中に含めて考えていくことになります。

（水野会長）　では、この景観計画とは別ですか。

（事務局）　はい、別です。

（水野会長）　了解しました。ほかにございますか。
　これは個々のテーマでなかなか微妙で、多分、事務局と当事者とが丁々発止という場面がたくさんあるのではないかと思います。ご苦労ですけれども、全容としてはですね。

（平田委員）　そうですね。伝統環境保存区域や景観形成区域のところは、これだけ規制されますと大変ですね。これから電力が不足してくると、いろいろなエネルギーが開発されて、こういうものがどんどん普及されますと大変ですね。

（水野会長）　私も経験があるのですが、いろいろなものが作られていまして、カーブ状に見えるとか、非常に目立たないとか、いろいろなものが出てきておりますので、選択の幅は結構あるということですね。だから業者からぽんと受けて、ぱっとやってしまうというのではなくて、金沢市民は少し考えましょうということだと思います。

（越智委員）　すみません、一つお尋ねしたいのですが。高さの件で、設置面周囲のパラペットの高さという制限があります。陸屋根でもパラペットが非常に低くて、防水の始末だけしかないと。ただ、屋上へ上がりたいがために、ちょっとバックして手すりが設置してあるというような建物も多々あると思います。そういうものの手すりのデザイン等々に現在規制があるのかないのか。もしないとすれば、「パラペットの高さを越えないように」といえば、まず屋上に設置することはできないのですが、高さの制限が手すりまで許されるのか、あるいは手すりのデザインによっては、ルーバー等の目隠し用のものにすればということになるのだろうと思うのですが、そのような判断は何かあるのでしょうか。

（水野会長）　先ほど言った微妙なところがたくさんありそうですが、いかがでしょうか。

（事務局）　今現在のところは、今の項目の一個下に書いてあるのですが、やむを得ずパラペットの高さを超えるような規模で、要は少し低めのパラペットしか想定していない場合は、今おっしゃった手すりや、その上に付けられるもので、手すりの形状ですね、目隠しをするなど、建物との一体性。要は、フラットな屋根にのこぎり状に出てくるのではなく、建物の意匠的なデザインとして目隠ししてすっきり水平に見せてしまうなど、場合によると思います。判断が難しい場合は、確かに建物部会など専門部会での審議が必要だと思います。現段階ではそういった位置付けで考えています。

（越智委員）　現在の、セットバックというか、下がって手すりがあるようなもの、手すりのデザインについては何か規制があるのでしょうか。

（事務局）　手すりそのものについての規制はないです。

（越智委員）　ないのですか。要するに屋上から上へ出ているわけですよね。

（事務局）　ええ。「建物の上部はすっきり突出しないようにしましょう」「奇抜な形状としない」という表現はあります。先ほども言ったように、屋上に設備機器がある場合、それを目隠ししなさいということも現行の基準にあります。線的な材料についての、特に手すりを狙ったような基準は、現在のところはないです。

（越智委員）　ありがとうございました。

（小林委員）　一つだけ疑問があるのですが。先ほどの画像の中で、ビルの壁面部分に張り付けたものがありましたが、先ほど先生がおっしゃったように、普通の屋根の場合、素材があって替えられるのかもしれませんが、例えば上から見たときに非常に違和感を覚えるようなことがもし生じた場合、果たしてどうなのか。色がだいぶ抑えられていれば許可せざるを得ないとか、あるいは、しょうがないということになるのかもしれませんが、そ

れでも、かつて例の兼六園の上から味噌蔵町のさいとう旅館でしたか、あれはすごく違和感を覚えさせる建築物でした。いろいろとあって最終的にはなくなりましたが、結局、どこかでそういうものが出てきたときにどうするのか。これは確かに節電の問題だし、経費の問題もあるから、当然、施主がどうしてもそれを採用したいということになればやむを得ないと思うのですが、例えば金沢市としてとても重要な景観がここにはある、それに違和感を与えたものについては、市が仮に電力量の3分の1を負担してやめさせるようなことが可能かどうか。ほかの都市ではないけれども、うちの市だけはどうしてもそういう制度を導入するということは考えられないのか、ちょっと危惧するもので申し上げます。

（水野会長）　いかがですか。

（事務局）　今のところ、壁面設置に関しては、金沢市の事例が右の方なのですが、まだあまり出ていないです。ただ、再生可能エネルギーという観点から言うと、壁面に関しても南向きには大きな面積で出てくる可能性もあります。取りあえず、いろいろな事例が出るので、先に届出制にしていろいろな情報を集積しようと考えています。おっしゃるように景観的なコントロールだけでなく、付けられない人に関してはどんなソフトな方策があるのかも併せて、今後はいろいろな議論があるのだろうと思っています。現在、どのように動いていくかまだ不透明なので、取りあえずいろいろな情報を集めて誘導していきたいと思っています。以上です。

（黒川委員）　私の家は、実は発電を付けて6年たったのですが、ようやくこの3月からお金を払うよりも入ってくる方が多くなりました。ただし、初期投資が300万円くらいかかっているので、造るときには家族の猛反対に遭いました。今、小林委員がおっしゃったのですが、伝建地区の場合、仮に300万円払ってもいいとおっしゃる方がいれば、その方から300万円頂いて、あとは電気代を市が負担するということがあれば、あまり損はないのではないかと思います。特に重伝建地区は、卯辰山の上から見下ろしたときに、昔ながらの甍が続いている風景がとても大事だと思いますから、そういうこともあるだろうかと思いますが。

（事務局）　確か京都市だったと思うのですが、太陽光パネルに規制をかけている先進事

例として視察に行きまして、そこで話が出ていたのは、京都の場合も伝建地区を持っていて、「原則禁止」という表現になっている区域設定もあります。そういった権利規制をしたものに対して、市がやっているとは聞いてないのですが、民間が、本当は設置したいけれどもできない方々のお金を出していただいて設置して、その余剰電力の分を与えるというようなファンドみたいなものをやっているところがあるという話は聞きました。ただ、行政がやっているということは多分ないと思います。そういう規制があると、どうしても権利の侵害というか、個々なら分かるのですが、事業者などは全量買取の金額が上がってきて、ビジネスとして大きいものを設置するという話が今後出てくる可能性はすごく高いと思いますので、それも踏まえれば、取りあえずは情報収集ではないのですが、届出していただいて、今の中の基準でまずは運用したいというのが事務局側の考えです。

（川上委員）　私が伺っているところでは、今、黒川委員が言われた負担金については、今後検討したいということは挙げられています。ただ、今回はちょっと間に合わないということで、今後検討して、またここへお諮りすることになるのではないかと思っています。

（水野会長）　ほかにございますか。

（山岸委員）　太陽光の話はエネルギーインフラですから、景観計画の中で改正したり、このようにしたいとか、伝建地区を含めて情報が出ると、ほかの今までのことと違って、皆さんの関心がいろいろな角度から非常に高まると思います。私が申し上げたいのは、金沢市民のポーズというか心構えといいますか、新しい文明が出てきて、そしてレコードがなくなってCDになるというような話なら、まだ分かるのですが、それ以上にエネルギーインフラですから大変な意味がやはりあると思うのです。だから、これを発表されて浸透させていくときに、金沢市さんはいろいろな面で多角的に、これでいってこそ金沢が残るのだと市民みんなが思うような・・・、ひょっとするとこの太陽光の話は相当慎重にパブリケーションをする必要がある感じがします。受け取られる40万人の市民の方が、自分の家にお金を投資して、それで熱を取ってこうしている、もう土一升に金一升みたいな話が出てくると思います。ですから、ソフトな面で民主的に不退転、それから特に伝建地区の場合は失ったら取り返すことができない、不可逆であるからこそ町を残そうということですから、それと先ほど平田さんのおっしゃった個々の防災も含めて、有事のときに慎重に、

しかし不退転で金沢の景観や文化を守ることについては、襟を正して、絶対やらなければならないことはきちんとやる。

　この場合は科学技術ですから、先ほど黒川先生がおっしゃったように、フィルムみたいなもので熱を集めるなど、あっという間に何が出てくるか分からない世界でもありますので、出てきたときはまたそれにきちんと対応するということで、ぜひやっていただきたいという感じがします。

（水野会長）　ありがとうございます。そのほかにございますか。

　特にないようですので、太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の改正について、事務局案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

＜異議なし＞

（水野会長）　それでは、案のとおり答申したいと思います。

【報告事項】

(3)北陸新幹線金沢駅舎デザインについて

　新幹線開業対策室長から、模型に基づき説明。

5.閉会